

令和7年6月1日

保護者の皆様へ

南城市立知念小学校
校長 前川 真哉
(公印省略)

学級閉鎖についてのお知らせ

時下、保護者の皆さまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本日5年1組においてインフルエンザの罹患者が3名、発熱等の体調不良による欠席者が5名おり、合計8名の児童が欠席となっています。また、他の学年においてもインフルエンザや体調不良の児童が見られる状況です。

このため、感染拡大防止の観点から、下記の通り学級閉鎖を実施することになりました。急な連絡となりますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

- 1 学級閉鎖する学級 知念小学校 5年1組
- 2 学級閉鎖する期間 令和7年6月2日(月)～3日(火)
- 3 今後の対応 (1)発熱、風邪など体調不良がなければ、令和7年6月4日(水)から登校可能です。
(2)発熱、風邪など体調不良がある場合は、医療機関を受診及び学校へ連絡ください。
(3)感染拡大防止のため、できるだけ外出は控えください。
スポーツ少年団の活動も参加できません。
- 4 その他 学校感染症と診断された際には、必ず学校へ報告をお願いします。学校欠席連絡(LINE)にて報告する際、「欠席理由」に診断名、「その他の理由」に発症日と出席停止期間の記入をお願いします。出席停止期間が不明の場合は保健室までお問い合わせ下さい。
詳しくは「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について」の公文をご確認下さい。

問い合わせ先 南城市立知念小学校 養護教諭 石川絵梨菜 TEL (098)948-1302
--

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

保護者 各位

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法第19条により出席停止期間が定められていますので、決められた日数は自宅で療養してください。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

●インフルエンザの出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

●新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」

※発症日とは病院受診した日ではなく、症状が現れた日のことを指します。また、発症日は0日目となります。

※詳しくは裏面をご覧ください。

※本校では、昨年度より出席停止解除願いは廃止していますが、学校感染症に指定されている感染症に罹患した際には、定められた期間、出席停止となります。

※下記は、お子様の体調管理、出席停止期間の確認のため、必要な場合はご活用ください。

※学校感染症と診断された際には、必ず学校へ診断名と発症日、出席停止期間の報告（学校欠席連絡および電話）をお願いします。

1. 受診日： 年 月 日 ()

2. 受診病院名： _____

3. 診断名： インフルエンザ()型 / 新型コロナウイルス感染症

4. 発症日(症状が現れた日)： 年 月 日 ()

5. 解熱日(平熱に戻った日)： 年 月 日 ()

<体温測定結果>

休まなければいけない最短期間です

月/日	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	/	/	/	/	/	/	/	/	/
午前	度	度	度	度	度	度	度	度	度
午後	度	度	度	度	度	度	度	度	度

(記録が入らない場合は、空いているスペースに記載してください)

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。（発症後4日目以降に解熱した場合（例4・5）は、出席停止の期間が延期されていく。）

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後			
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

（※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。） ➡

新型コロナウイルス感染症の場合も数え方は同じです。

5日を経過していても、インフルエンザの場合は「解熱した後2日を経過するまで」

新型コロナウイルス感染症の場合は「症状軽快後1日を経過するまで」登校できません。